

「電子申請届出システムでの申請について」

電子申請届出システムを用いて申請を行う場合は下記事項についてご確認願います。
なお、詳細については、奈良県HPを参照願います。

◎事前準備

- ・ G Biz ID の取得（電子申請届出システムのログインに必要）
※詳細はデジタル庁の HP を参照ください (<https://gbiz-id.go.jp/top/>)
- ・ 登記情報提供サービスの利用申し込み（任意） ※利用料が必要になります
※詳細は法務省の HP を参照ください： (<https://www1.touki.or.jp/>)

◎電子申請システムの操作

- ① G Biz ID を用いて電子申請届出システムにログイン
(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php>)
奈良県介護保険課の HP の「電子申請届出システム」からもログインできます。
- ② アカウントの登録（初回ログイン時）
- ③ 【申請届出メニュー】 → 「3. 更新申請」
- ④ 「更新申請 申請先選択」より、「奈良県」を選択して、次に進み画面案内に従って入力・書類の添付を行い申請してください。
なお、添付書類については、奈良県 HP 上（※【指定更新】のページに掲載）の「電子申請用チェックシート」等を参照して必要書類について、もれなく提出してください。
システム操作方法は、ログイン画面右上の「ヘルプ」よりマニュアルの参照が可能です。
必要に応じてマニュアルの確認をお願いします。
- ⑤ 申請後、介護保険課にて内容の審査を行います。不備がある場合、電話連絡のうえシステム上で差し戻しを行いますので、再申請してください。

※注意事項※

1. 登記事項証明書について

※「登記情報提供サービス」とは、登記所が保有する登記情報をインターネットを通じてパソコン等の画面上で確認できる有料サービスです。

登記事項証明書の添付はシステム上必須事項となりますので以下のいずれかの方法で提出をお願いします。

○登記情報提供サービスを利用する場合

- ①「登記情報提供サービス」にログインし、照会番号・発行年月日付きの PDF ファイルをダウンロードする。
- ②「電子申請届出システム」（厚労省）における、添付書類の「申請者の登記事項証明書」の項目に、「登記情報提供サービス」で発行した、照会番号・発行年月日付きの PDF ファイルを添付する。

○登記事項証明書の原本を郵送にて提出する場合

「電子申請届出システム」（厚労省）における、添付書類の「申請者の登記事項証明書」の項目に登記事項証明書の写し（PDF）をアップロードし、原本は別途奈良県あてに郵送して提出する。

2. 更新手数料について

電子申請届出システムにより更新申請される場合には、「奈良スーパーアプリ」による電子決済が可能です。以下のいずれかを選択していただけます。

- 指定の書式に奈良県収入証紙を貼付して、郵送または持参により提出
 - 「奈良スーパーアプリ」による電子決済
- ※詳細はホームページをご覧ください

※登記情報提供サービスおよび奈良スーパーアプリについての詳細は、奈良県 HP に掲載していますので、ご確認をお願いします。

奈良県 HP > 組織から探す > 福祉保険部 > 介護保険課 > 2 介護保険サービス施設・事業所の方へ
> 電子申請届出システム (<https://www.pref.nara.lg.jp/n066/67443.html>)